

# 平成28年4月1日料金改定の前の料金で発売した琵琶湖大橋有料道路の回数通行券について

平成28年4月1日(金)午前0時から、琵琶湖大橋有料道路の料金値下げと同時に、旧料金により発売した回数通行券はすべて通用期間外（無効）となり、使用できませんので、払い戻しを行います。

旧料金で発売した回数通行券の払い戻しのご案内		
払い戻し窓口	払い戻し期間	窓口開設時間
琵琶湖大橋有料道路 管理事務所 守山市今浜町2539番	平成28年 3月 1日から 平成28年 <b>9月30日</b> まで  <b>※払い戻し期間 終了後は、 払い戻しは できません。</b>	7:00~20:00 <b>土・日・祝を含む毎日</b>
道の駅 びわ湖大橋米プラザ 今堅田三丁目1番1号		9:00~18:00(3月) 9:00~19:00(4~9月) <b>土・日・祝を含む毎日</b>
滋賀県道路公社本社 大津市松本一丁目2番1号 (滋賀県大津合同庁舎4階)		8:30~17:15 平日のみ

以下にご注意ください。

- 1) 琵琶湖大橋有料道路以外の路線の回数通行券は、払い戻しはできません。
- 2) 上記窓口以外の回数通行券発売所（コンビニ等）では、払い戻しは行っていません。
- 3) 回数通行券の領収証（つづり表紙、11回券の大きい券片）が無く、バラバラに切り離したものでも払い戻しができます。
- 4) **払い戻し期間終了後は、旧料金で発売した回数通行券の払い戻しは一切できません。**  
期間内に必ず払い戻しを受けていただきますようお願いいたします。
- 5) **新しい回数券**の発売については、別途お知らせします。なお、**券の色が全面的に変更**となり、**新旧の区別が簡単**にできるようになります。

## <手続きの流れ>

- 払い戻し窓口へお越しいただき、

- ①所定の払戻請求書

(金額、計算などは記入しないでください。窓口の係員が記入します。)

- ②未使用回数通行券

をお出してください。枚数確認のうえ、現金で払い戻しを行います。

ただし、多額（おおむね 10 万円以上）の払い戻しについては、後日の口座振込とさせていただきます場合があります。

- 遠方にお住まいのため、窓口までお越しいただけない場合などは、滋賀県道路公社本社あて書留郵便により、上記①②をお送りください。

この場合、払い戻し金のお支払方法は口座振込のみとなり、郵送料は請求者のご負担とさせていただきます。払い戻し期限は、平成 28 年 9 月 30 日消印有効とします。

また、振り込みまでに 3 - 4 週間程度の時間をいただく場合があります。

送付先) 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目 2 番 1 号 滋賀県大津合同庁舎 4 階  
滋賀県道路公社 経営企画課 回数通行券払い戻し窓口

- その他、上記の方法では払い戻しができない場合は、本案内末尾の問い合わせ先まで、事前にご相談ください。

## <払い戻し金額の計算>

- 払戻請求書は、金額の計算・払い戻し金額を記入せず、窓口へ提出してください。

(係員が記入します。)

なお、払い戻し金額の計算式は下記のとおりです。 (約款第 10 条(1))

$$\text{発売額} \times \text{未使用枚数} \div \text{つづり枚数} \quad (\text{円未満切り捨て})$$

複数の車種の回数通行券がある場合、複数の券種（何回券）の回数通行券がある場合は、おのをおの上記の式で計算した額の合計となります。

なお、電卓などで計算した場合には、1 円程度の誤差（桁落ち誤差）が発生することがあります。払い戻し金額は公社ホームページに掲載しました、**早見表**をご覧ください。

- その他、くわしいことは、**各窓口** または **下記** までお問い合わせください。

お問い合わせ先 滋賀県道路公社：TEL 077-524-0141

<払い戻し窓口開設場所>

